

衆議院議員総選挙公約に対する指定都市市長会緊急要請

我が国は、少子・高齢化や気候変動への適応、防災・減災、国土強靱化の取組に加え、エネルギー・食料品価格等の上昇など、国内外の社会経済情勢の大きな変化と課題に直面している。特に、自然災害においては、令和6年能登半島地震のほか、台風や多発する線状降水帯による浸水など、被害が広域化、甚大化している。

一方で、我が国全体の持続的な成長を促していくためには、過度な東京一極集中を是正し、国と地方が一体となって、人口減少・少子化対策などの国家的な課題解決に取り組むとともに、地方独自の魅力を創出できる多極分散型社会の実現が必要であると認識している。こうした中、指定都市は、国民の2割を超える2780万人が居住する、住民に身近な基礎自治体及び圏域における中枢都市として、現場力と総合力を発揮し、日本を牽引するエンジンとなって、こどもまんなか社会の実現、自治体DXの推進、脱炭素社会の実現等に取り組んでいる。さらに、新型コロナウイルス感染症や令和6年能登半島地震における被災地への対口支援などといった大規模災害の対応にも国や都道府県と連携して全力で取り組んできた。

貴政党におかれては、指定都市の有する能力や役割をしっかりと認識いただき、来たる衆議院議員総選挙の選挙公約において、次の提案を反映し、日本の持続的な発展に向けて、積極的に取り組まれるよう強く要請する。

1 こどもまんなか社会の実現

(1) こども・子育て政策の強化

こどもを望む全ての人々が安心してこどもを産み・育てることができるよう、特に多くの地方自治体が独自に実施しているこども医療費やひとり親家庭医療費等の助成制度、多子世帯への保育料や学校・保育所等の給食費等を含めた利用者負担額、高等学校及び高等教育の費用負担軽減について、国の責任において、長期的に安定的な財源を確保し、全国一律の制度を構築するとともに、地方自治体に発生する様々な負担に対して、十分な人的・財政的支援を講ずること。併せて、地方が地域の実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供などについても、地方の創意工夫が生かせるよう、国の責任において、必要な財源措置を講ずること。

また、幼児期の教育・保育、子育て支援の質・量の充実を図るため、保育人材の確保や処遇改善、保育所等の老朽化対策等の施設整備補助の事業費確保や嵩上げ等の措置を講ずること。こども誰でも通園制度については、一時預かり事業との整合性を図った上で、各都市の実情や受入体制に応じて対応できる柔軟な仕組みとするとともに、保育士等の負担も十分に考慮した財政措置を講ずること。さらに、放課後児童クラブ支援員等の処遇改善や施設整備補助の嵩上げ等の財政措置を拡充すること。加えて、医療的ケア児や配慮を要するこどもの受入促進に係る財政措置の更なる拡充等を図ること。

(2) 持続可能な学校体制づくり

全国的な教職員不足を解消し、地域の実情に応じた学校の働き方改革の推進と教育の充実を実現させるため、義務教育費国庫負担制度による教職員の給与費について、地方に負担転嫁することなく、その所要額全額について、適切な財政措置を講ずること。また、教職調整額の見直しや管理職手当等の引上げ、新たな手当の創出を図るとともに、その所要額について、国の責任において必要な措置を確実に講ずること。また、臨時的任用教員の処遇改善を図るとともに、部活動指導員や教員業務支援員、スクールロイヤー等についての配置拡大や補助基準額の引上げなど、教職員の負担軽減・働き方改革の推進が確実に進められるよう、一層の財政措置を講ずること。

とりわけ、教職員の産育休・病休等による欠員に対する年度途中の教師の補充が非常に困難であり、学校運営にも影響を及ぼす状況であるため、年度当初から余裕のある人員配置を可能とする基礎定数の抜本的な改善を行うこと。また、現行の産育休の欠員に対する加配定数措置に病休等を加え、対象期間を通年化するよう充実を図ること。加えて、法改正により、産育休・病休等の欠員の代替者に正規教職員を充てた場合にも国庫負担金の対象とすること。

さらに、こどもたちを取り巻く環境の多様化など様々な課題に対応するため、基礎定数及び加配措置の更なる改善を図るほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を教職員定数として算定するとともに、国庫負担金の対象とすること。

2 自治体DXの推進

(1) 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化

標準仕様の度重なる改定や全国的なIT技術者のひっ迫などを背景に、令和7年度末までの移行が見込めないシステムが増加しているうえ、デジタル庁主催の共通機能等課題検討会では、データ連携に関する詳細の統一に課題があることが明らかになるなど、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に掲げられた「円滑かつ安全な移行とトータルデザインの実現」等の目標実現が危ぶまれる状況となっている。移行期限ありきの拙速な調整を行うのではなく、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に則り、本来の目的が達成できるよう必要な見直しを行うこと。

また、標準準拠システムの構築・移行及び一体的に対応が必要となる標準化対象外のシステム構築等について、必要経費を全額補助するとともに、国が整備するガバメントクラウドの利用料について、地方自治体の意見を丁寧に聞きながら協議し、現行サーバ等の運用経費を上回ることをしないよう対応すること。

(2) デジタル人材の確保・育成

希少なデジタル人材の確保・育成や東京への偏在の是正に向けて、円滑な労働移動のためのリカレント教育を含む産業教育や職業訓練の充実、副業・兼業の促進等を行うこと。また、国

と地方自治体間や地方自治体相互における人材をシェアするための流動性の高い基盤を整備するとともに、人材育成のノウハウやコンテンツを共有する仕組みを充実させること。

3 脱炭素社会の実現

(1) 脱炭素型ライフスタイルへの転換の促進

商品・サービスの温室効果ガス排出量を見える化し、国民の前向きで主体的な意識改革や行動変容を促すため、国として早期に地域横断的な仕組みの構築・展開を進めること。

また、水素など次世代エネルギーの社会実装や再生可能エネルギーの主力電源化に対応するためのインフラ整備など脱炭素社会の実現に向けた基盤整備を行うこと。

(2) 地域脱炭素移行への支援の拡充

国主導で組織横断的に省庁や所管業務の枠を越えて、脱炭素社会の実現に向けた取組を講じ、地方自治体や企業等の取組を推進するため、脱炭素化を主目的とする事業以外であっても脱炭素化に資する場合は、国が交付する補助金の補助率引き上げ等のインセンティブを付与するなど、財政支援を拡充すること。

4 国民の生活及び安全・安心の確保

(1) 物価高への対応

エネルギー・食料品価格等の上昇により、長期間にわたって市民生活・地域経済への影響が生じている状況を踏まえ、引き続き、国の責任において、市民生活・地域経済を守り抜くための物価高対策に万全を期すこと。併せて、中長期的な対応として、省エネの促進などエネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化に取り組みつつ、持続的で構造的な賃上げや民需主導の持続的な成長の実現に向けた取組を進めること。

(2) 防災・減災、国土強靱化の推進

道路、河川、上下水道等のインフラ施設の多くは老朽化が進行し、適切な維持管理や更新が実施されなければ、国民生活や社会経済活動に重大な影響を与えることから、インフラ施設の予防保全型の修繕、機能向上改築等、重点的・集中的な対策の推進に必要な支援を行うとともに、国土強靱化の推進に必要な財源の継続的・安定的な確保のための措置を行うこと。

また、令和6年能登半島地震や多発する線状降水帯による大雨に伴う水害など、自然災害が激甚化・頻発化していることや、8月には「南海トラフ地震臨時情報」が初めて発表されるなど、南海トラフ地震や首都直下地震への切迫性が高まっている目下の危機的状況を踏まえ、災害が発生すると多くの市民の生命・財産が脅かされるとともに、その影響は社会経済全体にまで及ぶことから、大規模地震等の自然災害に対して指定都市が行う被災者支援や浸水対策、インフラの耐震化等の防災・減災対策に重点的な支援を行うこと。

加えて、緊急物資の輸送機能の確保や円滑な応急対策活動のための緊急輸送路の整備、橋梁の耐震化などの地震対策への重点的な支援を行うこと。

5 多様な大都市制度の早期実現

特別市制度は、第 30 次地方制度調査会の答申で検討の意義が認められたものの、同答申で示された「さらに検討すべき課題」については国で議論されないまま 10 年以上が経過し、未だ法的整備はされておらず、均衡の取れた大都市制度とはなっていない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市において、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。こうした状況の中、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が制度創設を提案している特別市について、次期地方制度調査会における調査審議を行い、法制化に向けた議論を加速させ、地域の実情に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

6 安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

経済財政運営と改革の基本方針 2024（骨太の方針 2024）においては、令和 7 年度の地方一般財源総額について、令和 6 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、今後もこども・子育て政策の強化等、社会保障関係経費の増加に加え、物価高等の影響や人件費の増加などが懸念されることから、令和 7 年度以降は、令和 6 年度の地方財政計画の水準にとどまらず、地方の財政需要を的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。

地方交付税については、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、今後も増大する財政需要や大都市特有の財政需要などを適切に踏まえ、地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。また、地方財源不足の解消は地方交付税の法定率引上げ等により対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

7 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。また、医療や介護、障害者福祉等の社会保障関係費が増加する中、税源移譲がなされるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、超過負担を解消すること。

令和 6 年 10 月 1 日
指定都市市長会